定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和 7 (2025)年 1 月 22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「令和6年中の県内の特殊詐欺の被害が約10億円に上るとの報道があった。地道な被害防止活動や広報も重要であるが、金融資産に関する知識の乏しさが被害の要因となるケースも多いと思われるので、根本的なことから対策を考える必要があると思う。今一度、被害に遭った方からしっかりと話を聞き、被害に遭った背景や事情等を把握して被害防止対策に生かすことも大事である。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察庁による監察の実施結果について

警察本部から、「昨年10月31日に警察本部、11月1日に一関警察署が警察庁による監察 を受監した。結果については、特に良好と認められる事項として、①本部地域課において、 業務指導に関し、巡回基準を定めて年間の業務指導計画が策定されており、県下の全交番 ・駐在所を年1回以上巡回するなど、計画的な業務指導が行われている点、②監察課にお いて、非違事案の代償として、身分の喪失や金銭的損失について具体的な例と金額を示し た教養資料(監察だより)を発出している点、③留置管理課において、登竜門制度に関す る本部長通達を発出のうえ、本人の立候補から適格者の選考、登竜門制度採用者の決定、 登用に至るまで、県全体として把握、育成し、2年間の留置経験後、希望どおりに専務配 置されている点が評価された。次に、指導事項については、一関署において、捜査書類の 管理に関し、地域課から専務係への捜査書類の引継ぎは適切に記録されていたものの、捜 査書類の訂正時の返戻に関する記録がされていなかったことから、訂正時の返戻について も、授受の経過を必ず記録し、管理を徹底することと指導を受けている。指導を受けた事 項については、本部地域課及び一関署において、教養資料を発出し、指導・教養を実施し ている。また、本部地域課においては、教養実施後、一関署の地域課に対して特別地域実 務指導を実施し、教養の浸透状況の確認と捜査書類返戻時の簿冊の記載状況の点検を実施 し、警察庁監察の受監後は適正に管理されていることを確認している。今回の監察結果に つきましては、各所属に通知し、情報共有を図るとともに、今後も関係所属と連携を図り ながら、適正な業務管理と非違事案防止に向けた取組を継続する。」旨の報告があった。

○ 令和6年度第3四半期における監察の実施結果について

警察本部から、「令和6年度第3四半期の監察の実施結果について報告する。第3四半 期は、警察署に対する業務・服務監察、交番、駐在所、執行隊に対する業務監察を実施し た。警察署に対する業務・服務監察は、10月から11月にかけて、計6警察署に対して実施 した。監察実施項目は、1適正な捜査指揮・捜査管理の推進状況、2交通事故事件捜査等 の捜査指揮・捜査管理の推進状況、3ハラスメント事案防止対策の推進状況、4各種非違 事案防止対策の推進状況について、警察署長、副署長又は次長、各署員からの応問、関係 簿冊の確認等を行う方法で実施した。特に良好と認められる事項については、釜石署では、 全職員を対象に「私の交通事故・違反防止対策」と題して各自が実践している事故・違反 の防止策、体験談等を作成させて簿冊化し、全職員で共有することで、事故・違反防止意 識の向上を図っている点、奥州署では、身上把握・指導のための面接に併せて職員から職 場環境等に対する要望・意見を聴取して分類・整理し、対応すべき事項を各課に割り振っ て善処を求め、署としては、当直取扱の共有・検索システムの導入、朝礼の回数・方式の 変更等を行うなど、働きやすい職場環境の構築、職員の士気高揚のための取組を推進して いる点、久慈署では、各種非違事案防止対策について、各課ごとに定期的に小集団検討会 を実施しているほか、男性は年代別に分かれ、女性は1つのグループとして、グループ別 にテーマを設定して検討会を実施するなど、署員相互の意識を高める取組を行っている点 について、良好点として評価している。指摘・指導事項については、久慈署において、署 長指揮事件の指揮簿に幹部の指揮、指示事項が記載されていない点、奥州署において、署 長決裁を受けた告訴告発処理簿が事件主管課に報告されていなかった点を指摘・指導して いる。交番等に対する業務監察については、第3四半期は、4の交番、11の駐在所、2の 執行隊を対象に、勤務員の服装、携帯品の着装状況、拳銃、無線機、外部記録媒体の管理 状況などを監察項目として、抜き打ちで実施した。指摘事項については、2つの駐在所で、 外部記録媒体(デジタルカメラのSDカード)に、撮影した写真データが削除されないま ま保存されていたので、この点について指摘している。以上が第3四半期の監察結果であ るが、指摘事項については、各所属において指導し、改善が図られたことを確認している。 これらの結果については、全所属に通知して情報共有を図り、引き続き非違事案防止に努 める。」旨の報告があった。

《委員発言》

「年代別のグループ討議は、横の連携を強める意味でもとても良いと思う。日ごろから抱えているものを解放できる場を作ってもらいたい。」

【生活安全部議題】

〇 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3に基づく診断を行う医師の指 定及び告示について

警察本部から、「銃刀法では、同法に定める欠格事由の病気に該当していないかどうかについて診断を行う医師を、都道府県公安委員会が指定することとしている。指定医の任期は3年で、前回は令和4年2月に指定しており、本年2月に任期満了を迎えることから、指定を行うものである。指定する医師の要件は、「精神障害等」の診断は精神保健指定医、「てんかん」は日本てんかん学会認定医等、「認知症」は日本老年精神医学会又は日本認

知症学会の専門医とされており、それぞれの要件に該当する医師8名を岩手県医師会から推薦していただいている。今回指定しようとする8名の医師について、磯野医師、土屋医師、佐々木医師、三浦医師の4名は精神保健指定医、佐藤医師及び金森医師は日本てんかん学会の認定医等、前田医師及び石塚医師は日本認知症学会の専門医である。新任は佐藤医師及び金森医師の2名で、残り6名の医師は再任となる。指定の決裁後は、指定する医師に対して指定書を交付するとともに、指定する医師の氏名、勤務する病院の名称等を告示することとしている。」旨の説明があり、決裁した。

○ 猟銃安全指導委員の委嘱について

警察本部から、「猟銃安全指導委員については、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2、 国家公安委員会規則である猟銃安全指導委員規則に規定されて、平成21年から始まった制 度であり、当県においては、平成22年から委嘱をしている。猟銃による事件や事故の絶無 を期すため、長年にわたって猟銃の所持許可を受けて、猟銃の操作について習熟している など適正に猟銃を使用してきた猟銃所持者の中から、一定の要件を満たす者を猟銃安全指 導委員として委嘱するものである。職務については、猟銃所持者に対して、射撃技能向上 のための実地指導、マナー向上に資する啓発活動、猟銃及び実包の保管方法に関する必要 な指導をすること、年に一度、各警察署において実施している猟銃検査において、猟銃の 構造等の検査などの技術的な協力をすること、狩猟者用ハンターマップの作成協力や、射 撃大会の開催などの民間団体活動に協力することのほか、猟銃の所持及び使用による危害 を防止する活動で国家公安委員会規則で定める活動とされ、この規則で定める活動として、 狩猟可能区域の巡回、猟銃所持者の親族等からの相談に対する助言・指導、猟銃所持者以 外の者にも広く広報啓発活動とされている。また、猟銃安全指導委員は、地方公務員法上 の特別職の非常勤委員となり、名誉職とされている。猟銃安全指導委員に委嘱される者は、 次の5つの要件をすべて満たしていなければならず、その要件は、①継続して10年以上猟 銃の所持許可を受けていること、②人格及び行動について、社会的信望を有すること、③ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、④生活が安定してること、⑤健康 で活動力を有することである。猟銃安全指導委員の任期は2年とされており、令和5年2 月1日付けで委嘱した40名の任期は、令和7年1月31日までとなっている。委嘱は当該活 動区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから行うものとされており、各警察署長か ら推薦のあった39名について委嘱しようとするものである。」旨の説明があり、決裁した。

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況(令和6年10月~12月)について

警察本部から、「暴力団対策法に基づく責任者講習の実施状況について報告する。第3四半期中は令和6年10月から12月まで、計6回の講習を実施し、主に小売業、銀行業、郵便業等の事業者が受講した。今年度は、全19回の講習を計画しており、第3四半期までで15回の日程が終了し、受講者数の合計は、12月末現在、396人である。第4四半期は、残り4回の講習を予定している。」旨の報告があった。

《委員発言》

「受講される方が視聴するビデオや配布資料はとてもわかりやすく、様々な場面で

対応の参考となるものが多い。これらを有効活用しながら、受講者にしっかりと理解させるように努めていただきたい。」

【警備部議題】

○ 専決事務処理状況(令和6年10月~12月)について

警察本部から、「令和6年10月から12月までの間における集会、集団行進及び集団示威運動に関する専決事務処理状況は、集会の届出受理件数が3件と前年同期比で4件減少しており、集団行進・集団示威運動の許可申請件数が22件で前年同期比で2件減少している。また、集会の実施件数は3件と前年同期比で5件減少しており、集団行進・集団示威運動の実施件数は22件で前年同期比で2件減少している。」旨の報告があった。

■個別会議

〇 警察学校

初任科第99期長期課程卒業式における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

〇 人財育成課

岩手県警察拳銃射撃競技大会における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

〇 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

〇 人身安全少年課、総務課

教育委員会との意見交換会についての説明、決裁